

秋田市告示第147号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和4年度固定資産税納税通知書